枚方市立長尾西中学校

# いじめ防止基本方針

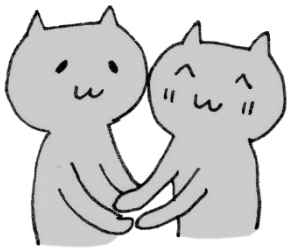

◇　目次　◇

第１章・・・いじめ防止のための基本概念
　１．基本理念
　２．いじめの定義
　３．いじめ防止のための組織体制と年間計画

第２章・・・未然防止のために　～本校の現状と課題から～
　１．互いに認め合い、支え合い、励ましあう集団づくり
　２．全ての生徒が参加できる授業作り
　３．生徒会活動の充実

第３章・・・早期発見のために
　１．日常の観察
　２．生徒の実態把握
　３．相談の窓口
　４．保護者と情報の共有

第４章・・・早期対応のために
　１．早期対応の基本的流れ
　２．早期対応の詳細
　３．いじめの報告方法

第５章・・・重大事態への対処のために
　１．重大事態の調査と報告

付録
　○ いじめ早期発見のためのチェックシート
　○ いじめ防止・解決のための観点チェックシート

# 第Ⅰ章　いじめ防止のための基本概念

## １・基本理念

いじめは全ての生徒に起こりうる問題であり、心身に、また生命にも深刻かつ重大な危険を生じさせうるものである。

本校は、「互いに認め合い、助け合い、励ましあう」生徒の育成を教育目標に掲げており、その理念の下、我々教職員は、教育活動全般を通していじめを生まない土壌作りに取り組み、全ての生徒が豊かな学校生活を送れるよう努めなければならない。

※この方針は必要に応じて改訂していく。

## ２・いじめの定義

**『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）　であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』**となっています。

本市では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。（いじめ防止対策推進法第２条より）

## ３・いじめ防止のための組織体制と年間計画

**いじめ対策委員会**

＜構成員＞

校長、教頭、首席、生徒指導主事、生徒支援部、養護教諭

（アドバイザーとしてスクールカウンセラー　必要に応じて学年主任も入る）

＜活動内容＞

◇週一回の定例会を開き、情報交換、いじめ発生時の対策検討、早期発見、未然防止のための対策と立案を行う。

◇生活アンケートの立案集約。

＜年間計画＞

| | |
|---|---|
| ４月 | いじめ対策委員会発足　いじめ防止 HR |
| ５月 | 生活アンケート |
| ６月 | 教育相談 |
| ７月 | 生活アンケート（記名式）　個人懇談 |
| ８月 | 生徒指導研修会 |
| １０月 | 生活アンケート　教育相談 |
| １２月 | 生活アンケート（記名式）　個人懇談 |
| ２月 | 人権学習　生活アンケート（記名式） |

# 第２章　未然防止のために　～本校の現状と課題から～

⇩

いじめ防止対策推進法施行以降も、本校において毎年数件いじめが発生しており、それらは概ね一旦解決は見られていますが、国の調査にもあるように、いじめの加害者や被害者は短期間で移り変わること、多くの生徒がいずれかの経験があることを考えると、いじめのすべてをキャッチできているかといえば、安心はできません。

自分の居場所がある**「安心･安全」**な学校生活を送り、主体的に**「学び」**に取り組み、**「自己有用感」**を感じることができる機会があればいじめはなくしていけるのではないだろうかという視点に立って、以下の取り組みをすすめる。

## １・安心・安全な学校づくり

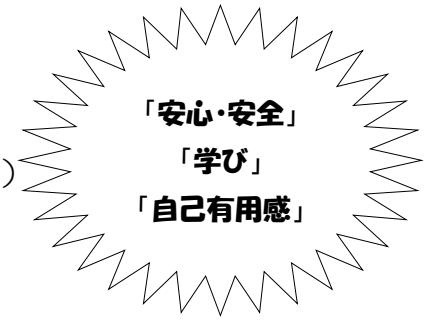


（１）学校生活におけるルールやマナーを指導し、実践させる。
（２）対人関係におけるルールやマナーを指導し、実践させる。
⇒全生徒が安心・安全に過ごせる環境をつくる（居場所づくり）

## ２・生徒が主体的に学ぶ授業づくり

（１）学習規律を定着させ、落ち着いた雰囲気の中で授業が行えるようにする。
◇失敗などが嘲笑されたりしない雰囲気をつくる。
（２）「わかる授業」「自ら学びに向かう授業」への取り組みをすすめる。
◇生徒が自ら興味を持って取り組めるような課題を工夫する。
◇生徒のつながりや個々の活躍できる場面を意識する。
◇一人ひとりを大切にする個に応じた指導を充実させる。
◇生徒の心に達する言葉かけを工夫する。

## ３・自己有用感の育成

（１）学級活動・学年・学校行事など、学校生活のあらゆる場面で他者と関わる機会を工夫し、お互いのがんばりや違いを認識させる取り組みを進める。
（２）生徒会活動の充実
◇あいさつ運動をはじめ、自己有用感を感じる取り組みを推進する。
◇校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。
（３）地域や幼稚園、小学校との関わりを進め、人とのつながりや他者から認められているといった自己有用感を芽生えさせる。
（４）人権教育・道徳教育を通して、生命や人権を尊重する心を育てる。

# 第３章　早期発見のために

## １・日常の観察

（１）全ての教員が生徒の些細な変化に気づく力を高める。（いじめチェックシートの活用）
※別紙参照

（２）気づいたことを報告しあう習慣をつくる。（会議などの場を待たず早い対応が大切）
また、いじめかどうかの判断は、個で行うのではなく組織で行う。

（３）気づいたことを記録し、集約できるようにしておく。記憶より記録。

## ２・生徒の実態把握

（１）生活アンケート調査実施
◇記名で行い、潜在的にあるいじめの実態把握を目的とする。必要があれば早期対応を行う。

（２）教育相談の実施
◇アンケートのみに終わらず、生徒全員に教育相談を実施し、友人関係、家族のことなど生徒が話しやすい環境をつくる。（特定のクラスだけが行っているのではなく、相談週間を設け、何でも相談できるという雰囲気をつくる）

## ３・相談の窓口

（１）教員は生徒からいつでも気軽に相談を受けられるよう、日常的に発信をしておく。

（２）他の相談機関として、学校スクールカウンセラー、公的相談機関を紹介しておく。

## ４・保護者と情報の共有

（１）互いに連絡を取り合いやすい関係作りに日ごろから努める。

（２）保護者会、電話、家庭訪問など保護者が話しやすい方法・場所に考慮する。

（３）保護者には、わが子のこと事のみならず、本校生徒に関する情報提供を呼びかけておく。

# 第４章　早期対応のために

## ＜いじめ早期対応の基本的な流れ＞

**１．被害生徒の思いを受け止める**

絶対に生徒を守る意思を持つ

↓

**２．報告・連絡・相談**

担任が一人で抱え込まないようにする
※連絡方法については別記参照

↓

**３．指導方針の立案**

いじめ対策委員会が中心となる

↓

**４．事実確認**

情報収集と確認　指導を急がない

↓

**５．保護者連絡**

直接会うことや、複数対応を基本とする

いじめかどうかの判断は担任がするのではなく対策委員会が行う

これらの指導がその日のうちに行われるのが理想。そして次の日から本格的な指導が始まる。

加害生徒に過ちを気づかせ、被害生徒の安全な日常の回復　、そして周囲の生徒への指導と展開していく。そのためにも初期対応をしっかり行うことが大切である。

## ＜早期対応の詳細＞

**１．被害生徒の思いを受け止める　・・・安心感を与え信頼感につなげる**

（１）単なる生徒指導上の問題として安易な受け止めになってはいけない。
（２）生徒の不安やつらさをしっかり受け止めることから事は始まる。
（３）「いじめられる方にも原因がある」という概念はいっさい排除し、いじめは重大な問題であり、「絶対に生徒を守る」という毅然とした態度で解決に臨む。

**２．報告・連絡　・・・一人で迷わず、まず伝える**　※報告方法は別記参照

（１）少しでもおかしいと判断したらまず報告。そしてそれは早いほどよい。また、会議などの改まった場を待つ必要はない。
（２）担任が一人で抱える問題ではなく、学年・学校の課題としてとらえる。

**３．指導方針決定　・・・いじめ対策委員会が主となる**

（１）聞き取りの段取り、被害生徒の保護、家庭連絡の時期などを決定していく。
（２）必要があれば、関係機関との連携も視野に入れる。

**４．事実確認　・・・聞き取りと指導を混同しない**

（１）初期対応はまず迅速な事実確認と情報収集が必須、指導はあとになってよい。
（２）聞き取りは記録をとり、時系列にまとめるなど誰が見てもわかるようにしておく。
（３）頻度、程度、関わっている生徒の人数、暴力行為の有無、金銭・物品の絡みなど。
（４）緊急性の判断。加害・被害どちらの生徒に対しても授業を抜いてでも聞き取る必要があるかどうか。（基本は学習権を尊重する事）
（５）被害生徒に対しては、心情をしっかり受け止め、訴えることでさらにいじめられるのではないかといった不安を取り除くことに留意する。「絶対にあなたを守る」といった姿勢を示す。聴取に当たっては先を急がず、うまく説明できないことにも時間をかけじっくり聞き出す。聞き取りは必ずしも担任である必要はない。
（６）加害生徒に対しては先入観や決めつけで聴取せず、まずは言い分を聞く。
　◇「ちょっとたたいただけ」や「冗談で言った」などの過少表現に対しては「たたいたんだね」「言ったんだね」と行為の事実確認をする。
　※複数の場合は口裏合わせの時間を与えないことも必要。

**５．保護者連絡　・・・信頼関係づくりに努める**

（１）保護者の不安に寄り添い、子どもを守る姿勢をはっきり示す。担任だけが動いているのではなく、学校の問題としてとらえていることも説明する。
（２）直接保護者に会い、説明することが基本。（担任だけでなく複数で臨む）
（３）事実経過を報告するだけでなく、保護者の話もしっかり受け止めて聞く。
（４）今後の指導方針を説明する。また、これからも随時連絡を取ることを伝える。

## ＜報告方法の詳細＞・・・下記のレベルにより以下の報告方法をとる

（校内設定いじめのレベル）

**レベル１**

・何となく様子の気になる生徒がいる。（からかわれる、遅刻、欠席、無気力化傾向、一人でいることが多い、表情が暗いなど）

・いじめの事実は確認できないが、何かがありそうな気配がする。

**レベル２**

・仲間はずれ、物隠し、落書き、乱暴な言葉を受けている、グループに囲まれているのを発見したなど、軽重に関わらずいじめと思われる事象が起こっていることを把握した。

**レベル３**

・「いじめ」の申告が本人、保護者、周囲の生徒からあった。

・暴力、脅迫、恐喝など大きな被害を受けた事実が判明した。

（レベルに応じた対応）

**レベル１**

学年対策委員に報告

↓

対策委員は次回の対策会議に報告できるよう文書にまとめると同時にこのレベルでは学年内対応を検討する。（学年レベルの見守りを行うなど）

**レベル２**

学年対策委員および生徒指導主事に報告（指導主事がいない場合は管理職まで）

↓

生徒指導主事は管理職に報告と共に学年対策委員と対策を検討する。

↓

次回対策会議で諮る。

**レベル３**

学年対策委員および生徒指導主事に文書で報告（指導主事がいない場合は管理職まで）

↓

生徒指導主事は管理職に報告と共に直ちに対策委員会を開き検討に入る。

↓

職員会議を開き、職員全体に報告。

# 第５章　重大事態への対処のために

重大事態とは（いじめ防止対策推進法第２８条による定義）
一、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 重大事態の調査と報告

＜調査主体＞・・・学校の設置者又は学校のいずれかが主体となって調査を行う。
（１）学校が主体となった場合
◇調査組織の設置
校内いじめ対策委員会に加え、心理、福祉など第３者の専門家の参加を図り、調査に公平性・客観性を確保するよう努める。（いじめ防止対策推進法第２２条に定められる）
◇調査の実施
いじめ行為の事実確認を最優先とし、因果関係の特定やいじめの指導を急がない。
◇調査の報告
調査結果を学校設置者に報告。その際、被害生徒又はその保護者からの希望があれば生徒又は保護者の所見を添えて提出する。
◇学校設置者は地方公共団体の長等に報告。
（２）学校設置者が主体となった場合
◇学校は、設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

---

## いじめ早期発見のためのチェックシート

### いじめが起こりやすい・起こっている集団の項目

□ 朝いつも誰かの机が曲がっている
□ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
□ 班にすると机と机の間に隙間がある
□ 絶えず周りの顔色を伺う生徒がいる
□ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
□ 教師がいないと掃除ができない
□ グループ分けをすると特定の子どもが残る
□ 特定の子どもに気を使う雰囲気がある

### いじめられている生徒の項目

□ 遅刻、早退、欠席が増えた
□ 特定の相手に必要以上に気を使う
□ 発言すると周囲の雰囲気が変わる
□ 保健室や職員室の近くにいたがる

□　早退や一人で下校することが増える
□　腹痛など体調不良をよく訴える
□　本意でない係りや委員に選出される
□　昼食時のおかずや飲み物をよく人にあげている
□　個人を特定する落書きをされる
□　持ち物が隠されたり壊されたりする
□　手や足に擦り傷などが目立つ
□　学習意欲が減退し、忘れ物が増える
□　成績が下がりだす
□　遊び仲間が変わった
□　弁当にいたずらされたりたべられたりしている
□　衣服が汚れていたり破れたりしている
□　けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている生徒の項目

□ 多くのストレスを抱えている
□ あからさまに教師の機嫌を取る
□　教師によって態度を変える
□　自己中心的でボス的存在になりたがる
□ 周囲の生徒に必要以上に気を遣わせている
□　自分が常に悪者扱いされていると思っている
□　仲間に高圧的また威嚇するような態度をとる
□　特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ

## いじめ防止・解決のための観点チェックシート

いじめ対応に関しての項目

□　「いじめは絶対に許さない」という意識を日ごろから持てていたか
□　「絶対に生徒を守る」という毅然とした態度で解決に臨んだか
□　「いじめられる方にも問題がある」と、原因を被害者のせいにはしていなかったか
□　事象に対し報告･連絡の遅延はなかったか
□　事象に対し、ひとりで抱え込まず組織的な対応ができていたか
□　対応（初期対応・聴き取りの仕方・保護者対応など）に問題はなかったか
□　先入観や固定観念に縛られることなく対応できたか

日ごろの取り組みに関しての項目

□　教育相談等は機能していたか
□　いじめアンケートの結果を精査できていたか
□　日常の教育活動の中で、子どもとの信頼関係を築けていたか
□　子どもたちの日常の変化に目を向けるよう努めてきたか
□　強い主張をする生徒におもねる事はなかったか
□　遅刻・欠席に対して家庭との連絡は取れていたか
□　子どもの言動を話題にする習慣が職場にあるか